

令和7年

5月号



上境駐在所 だより

※編集発行※
那須烏山警察署
☎ 8 2 - 0 1 1 0
上境警察官駐在所
☎ 8 2 - 3 6 5 4

悪質商法被害にご注意を

毎年5月は「消費者月間」です。この月間を通じて、悪質商法の手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。以下に、特に注意していただきたい事例をご紹介します。

事例 突然、業者が訪問し、「近くで工事をしていたら、お宅の屋根が浮いているのが見えた。このままでは雨漏りする。早く直した方がいい。」等と話し、時には屋根に登り、業者が事前に用意した壊れた屋根の写真を見せ、消費者の不安を煽って、実際には壊れていない屋根の修繕契約を締結させた。

業者に言われるがまま契約することなく、家族に相談する、訪問業者を確認するなど、よく確認・検討し、すぐに契約しないように注意するとともに、断る場合は毅然とした態度で断り、有事の際は110番通報を心掛けましょう。

おかしいと感じたら、料金を支払う前に駐在所や警察署、消費生活センターに相談をしてください。

警察安全相談電話は「#9110」へ。



県警ホームページ

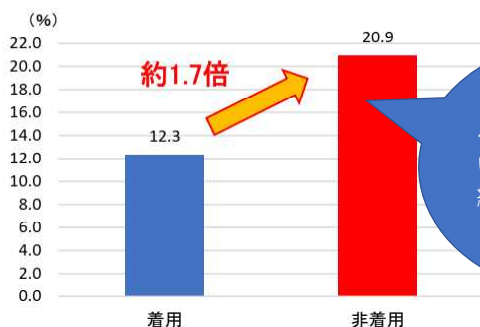
自転車の運転、今一度確認を

栃木県内では、令和6年中自転車が関係する事故は人身事故の約4分の1を占めています。そのうち自転車の7割以上に何らかの法令違反があります。

自転車は子どもから高齢の方まで気軽に運転できる乗り物ですが、法律上「車両」です。

ご自身やご家族の命を守るため今一度自転車を運転する際のルールを確認しましょう。

ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較【令和2年～6年合計】



ヘルメットを着用していない場合、致死率は約1.7倍に!!!

(注) 自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

自転車に乗るときの基本ルール
自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行**
 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
- ③ 夜間はライトを点灯**
- ④ 飲酒運転は禁止**
- ⑤ ヘルメットを着用**